



★消防設備士免状の交付を受けている方が消防法で受講を義務付けられている講習会です。

※講習の日程等は、[\(一財\)新潟県消防設備協会のホームページ](#)をご確認ください。

★申込方法

○受講申請書は消防本部予防課および管内の消防署、分署、出張所でお受け取りいただけます。

○詳しくは [\(一財\)新潟県消防設備協会のホームページ](#)をご確認ください。



【お問い合わせ】

新発田地域広域事務組合消防本部 予防課

電話 0254 (22) 8096

メール syobouka@shibata-kouiki.jp